

質問に対する回答書

業務名：鹿屋市例規管理業務委託

No.	質問事項	質問内容	回答内容
1	例規システムの構築範囲	原議について 現在、システムに2,051件の原議が登録されています。これからも登載する認識でよろしいでしょうか。	令和7年4月1日以降に原議登録したものについては登載を求める予定です。
2	例規システムの構築範囲	過去例規について 現在、平成19年12月以降の全例規データを施行日単位で蓄積し閲覧可能とすることが必須機能として考えていますが、そのような認識でよろしいでしょうか。	御認識のとおりです。
3	例規管理システムの基本機能	上記機能により、過去例規で引用している法令とは、常に内容現在日（時点）で一致させて閲覧可能とすることが必須機能と考えていますが、そのような認識でよろしいでしょうか。	過去例規で引用している法令につきましては、内容現在日（時点）での一致又は過去例規の施行日時点での一致のいずれかの閲覧が可能なものを求める予定です。
4	加除式例規集について	現行業者以外の業者が受注した場合には、現在の加除式例規集台本を継続利用せずに、新たに例規集台本を作成し、その台本に対して追録を発行していく認識でよろしいでしょうか。	現行業者様以外の業者様が受注した場合でも、現在の加除式例規集台本の継続利用し、その台本に対して追録の発行を依頼する予定です。